

台東区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 再支給 必要書類一覧表

★住居確保給付金を受給中の方は、住居確保給付金決定通知書の写しでNo. 3、4、5を省略できます。

申請は以下送付先へ郵送にてお願いいたします

〒110-8615
東京都台東区東上野4丁目5番6号
台東区福祉課新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当 宛て

No.	提出書類等	具体的な書類例	○ → 必須 △ → 場合により必要	確認欄
1	再支給申請書	第1号様式の2（第13条の2関係）	○	
2	再支給申請時確認書	第2号様式の2（第13条の2関係）	○	
3	本人確認書類の写し 右記のいずれかの写し ※有効期限内のもの	★ 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、住民票（発行日から3か月以内有効）、その他	○	
4	収入が確認できる書類の写し	★ □給与収入のある方 給与明細表など □自営業の方 売上・経費のわかる資料など □児童手当や年金等を受給している方 手当・年金等の決定通知書、証書、振込記録（通帳）など ※世帯で収入がある全ての方の提出が必要です。	○	
5	金融資産が確認できる書類の写し	★ 最新の日付で記帳をした通帳の写し、ネットバンクの残高確認画面など ※世帯で口座をお持ちの全ての方の提出が必要です。	○	
6	自立支援金（初回）の確認書類	自立支援金（初回）の振込状況が分かる通帳の写し ※自立支援金（初回）を台東区で受給しており、引き続き台東区内に居住している場合、本書類の提出は不要です。	△	
7	振込先口座がわかる書類	通帳の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人がわかる部分の写し ※自立支援金（初回）を台東区で受給しており、振込先口座が変わらない場合、本書類の提出は不要です。	△	
8	生活保護の申請をしていることがわかる書類	生活保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの） ※生活保護申請中の場合に必要です。	△	

今後の生活の自立に向けて、（1）または（2）の活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

（1）公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
（具体的には下記①～③全て）

① 月1回以上、自立相談支援機関（台東区役所2階 保護課生活困窮者支援担当）の面接等の支援を受ける

② 月2回以上、公共職業安定所（ハローワーク）で職業相談等を受ける

③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける

※ ①～③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者にお知らせします。

（2）就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと